

11 インターネットによる人権侵害

- ネット上で他人の心を傷つける書き込みをしてはいけないという考え方を広めます
- ネット上のいじめや有害な情報などから子どもたちを守るよう取り組みます

12 その他

1～11のほか、次の問題に取り組みます。

- 北朝鮮による拉致問題
- 災害に伴う人権問題（災害にあった人を差別すること） など

第3章 人権施策の総合的・効果的な推進

人権が守られるよう、次のように取り組みます。

- 家庭や学校、地域社会、会社など、いろいろなところで取り組みます
- SNSを活用したり、相談窓口をお知らせするなど、効果的に取り組みます
- 国や市町村、民間団体などと協力して取り組みます
- 基本方針は5年を目安に必要な見直しを行います

作成：北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

電話：011-206-6148(直通)

ホームページ：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/index.htm>



「北海道人権施策推進基本方針」について

人権とは、性別や年齢、民族、宗教、生まれた国や地域などにかかわらず幸せに生きるため、だれもが生まれながらに持っている権利です。

しかし、さまざまな偏見や差別により人権を侵害され、苦しんでいる人がたくさんいます。みんなの人権が守られるためには、私たち一人一人が、自分自身の問題として人権をとなえ、正しい知識を学び、考えていかなければなりません。

そこで、平成15年（2003年）3月に、人権が守られる社会をつくるために北海道が行うことを「北海道人権施策推進基本方針」としてまとめましたが、今年7月にその内容を見直しました。

このリーフレットでは、基本方針で書いていることをご紹介します。



第1章 基本的な考え方

私たちは、一人一人違いますが、みな同じ人間であり、お互いに助け合い、支え合って暮らすことができる地域社会にしていくことが必要です。

そのため、北海道ではこの基本方針に基づき、人権を守るという考え方で取り組みます。

第2章 分野別施策の推進

ここでは、どのような人たちが人権が守られずに苦しんでいるのか、また、そのような人たちの人権が守られるための、北海道の主な取り組みをご紹介します。

1 女性

- 男女が平等に社会で活躍することが大切であるという考え方を広めます
- 女性に対する暴力や犯罪を防ぎ、被害にあった人をサポートします

※サポート…支えたり、助けたりすること

2 子ども

- 子どもの権利を守ることが大切であるという考え方を広めます
- 子どもがいじめや犯罪にあわないようにするなど、すこやかに育つよう取り組みます

3 高齢者（お年寄り）

- 高齢者が生きがいを持って生活し、働き、社会に参加できるよう取り組みます
- 病気になった高齢者や家族が適切なサポートを受けられるよう取り組みます

4 障がいのある人

- 障がいのある人への差別やいじめをなくすよう取り組みます
- 障がいがあってもいきいきと働くことができ、不自由なく生活できるよう取り組みます

5 アイヌの人たち

- アイヌの歴史や文化を子どもたちに伝え、伝統を守るよう取り組みます
- アイヌの人たちの誇りが大切にされる社会を目指し、生活や地位の向上に取り組みます

6 外国人

- 外国の文化を理解し、外国人を差別する言葉や行動は許されないという考え方を広めます
- 外国人が生活しやすく、働きやすくするよう取り組みます

7 HIV・ハンセン病等の感染者等（病気がうつった人やその家族など）

- 感染者などへの差別やいじめをなくすよう、病気についての正しい知識を広めます
- 感染者などのプライバシーを守り、安心して医療を受け、生活できるよう取り組みます

8 犯罪被害者等（犯罪にあった人やその家族など）

- 犯罪にあった人などをサポートします
- 犯罪にあった人などへの接し方やいのちの大切さを広めるよう取り組みます

9 犯罪をした人等

- 刑務所などから社会に出た後の生活（仕事や住まい探し）をサポートします
- 再び犯罪をしないための取組を広めます

10 性的マイノリティ ※身体の性と心の性

- 身体の性や心の性、好きになる相手の組み合わせは人それぞれであることを広めます
- 身体の性や心の性のことで悩んでいる人たちをサポートします